

別記様式第1号(第四関係)

ご う つ ち く か っ せ い か け い か く
江津地区活性化計画

島根県江津市

平成21年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	江津地区活性化計画	都道府県名	島根県	市町村名	江津市	地区名	江津地区	計画期間	平成20年～24年
-------	-----------	-------	-----	------	-----	-----	------	------	-----------

<p>目 標</p> <p>地域の農林水産物直売所を活性化し、農林業の振興と地産地消の推進を図り、都市住民との交流による地域の活性化を図る。 具体的な数値目標として、農村漁村活性化プロジェクト支援交付金による直売所の整備により、比較的小規模な農家でも現金収入を得ることで生産意欲が増大が図られ、そこから産まれる顔の見える安全安心な農産物と地場特産物を活用した付加価値の高い加工品で魅力的な店舗を形成し、地域情報の発信拠点と位置づけることで交流者が現在年間平均30,300人(H15～h19)を平成24年度には45,000人の確保を目指す。</p>
<p>目標設定の考え方</p> <p>地区の概要： 江津市は島根県のほぼ中央部に位置し、中国地方一の大河江の川が中央部を流れ、北は日本海に面し、南は中国山地の北斜面に位置する。海浜部の江津地区は商工業が盛んであるが、それを除いた計画区域は中山間地帯で農業以外に取り立てた産業はない。江津地区は水稻中心であるが、山間部の桜江地区は江の川の(氾濫等による)肥沃な土壌を活かした桑茶、ゴボウ、ズイキなど特色ある農産物の栽培されており、早くから農業特区による農外企業の参入がなされている。</p>
<p>現状と課題</p> <p>江津市の農業就業人口は619人(H17年)で5年前に比べて35.5%の減、経営耕地面積は(販売農家)は、295ha(H17)うち水田は233ha(水田率79.0%)で5年前に比べてそれぞれ106ha(26.4%)、64ha(21.5%)減少している。そのような水稻主体から近年脱却の傾向にあり、園芸では有機軟弱野菜の栽培が面積、販売額を伸ばし、加えて桜江地区は桑茶をはじめとする健康食品が江の川流域の市町の連携で生産・加工・販売の6次産業化がなされ、全体的に高付加価値の人と環境にやさしい農業の振興が図られている。しかし、高齢化(農業就業人口の65歳以上は78.4%)・後継者不足も進んでいて、支援を受けやすい認定農業者や農業法人等担い手以外の小規模農家が廃業し、耕作放棄地が広がりつつある。担い手の育成と同時に中山間地域の零細農家の底支えが課題となる。 (数値はH12・H17農林業センサス)</p>
<p>今後の展開方向等</p> <p>遊休農地の現状を把握し、集積が可能な農地については担い手に斡旋し、技術支援を担い手協議会で行う。また小規模農家は農地・水・環境保全対策事業や中山間直接支払制度を活用した農地・農業施設の保全を努める。同時に大量・均一規格を要件とする市場への出荷形態から少量・多品種で現金化が可能な直売所への出荷を促すことにより、生産意欲の増大と遊休農地の発生を抑制する。 具体的には、江津の「道の駅」の主要施設となる農林水産物直売所を整備し、販売と学校給食への食材の提供等地産地消の推進により地元農産物への需要を増やし、生産農家の育成につなげていく。また、直売所を拠点として、意欲のある認定農業者や農外企業、そして加工グループによる特徴的で魅力のある農産物の開発と地域ブランド化を加速させることにより、区域外から特に「食の安全」と高付加価値なアイテムに敏感な都市住民を呼び込み、直売所を通じた交流を促進していく。</p>

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
江津市	江津地区	地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売・食材提供供給施設)	江津市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
江津市		農林水産振興がんばる地域応援総合事業(県単)	江津市	計画期間:平成20年度~23年度

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

江津地区(島根県江津市)	区域面積	26,163ha
区域設定の考え方		
<p>①法第3条第1号関係： 市内全域の農林地面積は17,458ha(H201.1課税資料)で市全域の面積(26,851ha)では65%だが、ほとんどの農林地は計画区域に在るので、区域内の農林地面積は66%を上回る。また市全体の農林水産業就業者は662人で就業者数(12,409人)のうち5.3%を占め(H17国勢調査)、用途区域外の当該区域ではさらに数値が高くなるので、当区域では農林漁業が重要な役割を担っている。</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 用途区域を含む町の人口を除いた人口は13,849人(H17国勢調査)で、5年前の15,125人(H12国勢調査)に比べて、8.4%の減。そして農業就業人口の高齢化率(78.4%:江津市・H17農林業センサス)がさらに増加する傾向から見て、活性化のためには広く交流を進めることが農業振興上においても必要である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 市街地を形成している区域(都市計画法に基づく市街化区域や用途区域を含む。)は含んでいない。</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

域外の交流人口(入込み客数)が年間45,000人を超えているかどうか等目標数値の達成状況を平成25年度に江津市の第三者委員会により検証する。

交流人口は風の国と有福温泉の入込み客数に整備する直売所の域外交流者(アンケート又はナンバープレート調査等で検証)を加えた数とする。